

毎日、安全で美味しい水をお届けします！

すいげん

水道料金改定案特集号

No. 9

2011年臨時号(通巻45号)
平成23年11月1日発行

■発行／厚岸町

■編集／水道課

〒088-1192

厚岸町真栄3丁目1番地

TEL 0153-52-3131

FAX 0153-52-4284

E-mail/aks_suidou@pop2.marimo.or.jp

2011
秋

料金改定に向けた 条例改正案を 町議会に提案しま した。

町は来年4月から水道料金を改定する水道事業給水条例の改正案を9月7日から9日まで行われた町議会第3回定例会に提案しました。議会では条例審査特別委員会を設置し、継続して審議することになり、9月28日に第1回委員会が開かれました。第2回委員会は11月2日に開かれる予定です。料金改定案の内容を特集でお知らせします。

料金改定案のポイント

●適正原価に基づく料金水準の引き上げ

○料金算定期間（平成24年から28年度）に見合う適正な原価に基づき、全体の料金水準を平均約20%引き上げます。

●料金体系の見直し

①現行の「基本水量付きの基本料金」と基本水量を超えた分に賦課する「超過料金」の二部料金制を基本水量を無くした「基本料金」と使用水量に応じて賦課する「水量料金」の二部料金制に改めます。

②用途区分を現行の7区分から5区分に整理統合します。

③基本料金は使用メーターの口径別に13mmから75mmまで設定します。

④水量料金は使用水量に1 m³当たりの単価を乗じた算定を基本に、家事用と業務用に3段階の単価を設けます。

●水道メーター取り付け工事分担金の廃止

○料金改定に伴い、水道メーター取り付け工事分担金は廃止します。

●適正原価に基づく料金水準の引き上げ

料金の算定にあたっては、水道事業経営審議会の答申を踏まえ、平成24年度から28年度までの5年間の算定期間とし、この期間に見合う適正な原価を基に算定しました。

適正原価とは、算定期間における営業費用と資本費用を合わせた額で、これを総括原価といいま

す。総括原価は算定期間中に必要な料金の総収入額になります。営業費用は受託工事収益や他会計補助金などを控除した維持管理費に、減価償却費と資産減耗費を合わせた費用、資本費用は支払利息と資産維持費の合計から受取利息を控除した費用です。資産維持費とは、給水サービスの維持向

上、施設の維持等のために、事業内に再投資されるべきもので、施設の再構築や企業債償還等の所要額です。

平成24年度から28年度までの5年間の総括原価は、14億2,851万4千円になります。これに対し現行料金での収入見込額は10億3,664万2千円で、3億9,187万2千円が収入不足となります。料金収

入不足額を料金収入見込み額で除したものが必要な料金水準で、これが料金の改定率になります。算定式では37.8%の引き上げが必要となりますが、30数年ぶりの値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮し、改定案では37.8%を約20%にまで抑えたものとしています。

●改定率の算定式

$$\text{改定率} = \frac{\text{料金収入不足額 } 3\text{億}9,187\text{万}2\text{千円}}{\text{料金収入見込額 } 10\text{億}3,664\text{万}2\text{千円}} \times 100 = 37.8\% \Rightarrow 20\% (\text{改正案})$$

●料金体系の見直し

①基本水量を無くして、「基本料金」と「水量料金」の二部料金制に

現行料金体系は、使用用途によって料金に格差を設ける用途別料金体系で、一定水量の範囲内での使用については定額料金とする基本水量制と併せて、各戸にメーター器を設置して計量給水を始めた昭和36年に導入したものです。水道普及率が低かった時代に、家事用を安くし、それ以外の用途を高くして衛生的な生活用水の使用を促すことにより、公衆衛生の向上を図り、水道の普及を促進する観点から、当時、多くの市町村で導入されました。

しかし、導入から50年を経過し、当初の目的は既に達成され、社会経済状況も大きく変化しています。基本水量以内はいくら使っても定額であることにより、節水意識が働きにくく、使っていない分まで請求されるという不満があるほか、営業用、工業用、農業用の業種間で最大3倍近い格差が生じており、負担の公平を欠く状況にもあります。このため、水使用の有無にかかわらず、給水準備のために必要な原価を賦課する本来の意味の「基本料金」と使用水量に応じて賦課する「水量料金」の二部料金制とし、基本水量は廃止します。

②用途区分を7区分から5区分に整理統合

料金体系の見直しの2点目として、用途区分を現行の7区分から5区分に整理統合します。今回の改定案では料金体系に口径別を取り入れることが

大きな変更点ですが、水道施設は、最大需要量に備えて造られ、しかも、使用者が一度に利用できる水量は、使用している水道管（メーター）の口径の大きさで左右されます。口径の大きさを基準に施設の維持管理など給水準備にかかる原価を料金に反映させるしくみである口径別料金は、誰が見ても客観的な尺度を採用するので、公平で分かりやすい料金として、近年は用途別に替わり口径別を採用する市町村が増えています。日本水道協会の調べで、21年度では用途別35.8%に対し口径別が53%となっています。

しかし、一度に用途別から口径別に切り替えると現行用途間の改定率が大きく変わるため、用途区分を残し、現行の7区分について、一般用を家事用に、営業用と団体用、工業用を業務用としてまとめ、全部で5区分に整理統合した上で、基本料金については口径別に設定することとしています。

③基本料金は浴場営業用と臨時用を除き、使用メーターの口径別に設定

3点目として、基本料金は浴場営業用と臨時用を除いて、使用メーターの口径別に13㍓から75㍓までの単価を設定します。なお、一般家庭のほとんどの口径である13㍓と20㍓については13㍓に合わせた1,029円とし、20㍓使用の方の負担が大きくならないようにしています。25㍓は1,995円、40㍓は4,294.5円、50㍓は9,061.5円、75㍓は15,886.5円です。

(単位:円)

料率		基本料金(1月につき)	超過料金
用途		水 量	料 金
一 般 用	使用水量4立方メートルまで	940	—
	使用水量8立方メートルまで	1,680	178.5
営 業 用	使用水量20立方メートルまで	4,515	220.5
団 体 用	使用水量1戸当たり20立方メートルまで	4,305	210
工 業 用	使用水量1立方メートル当たり	315	—
農 業 用	使用水量30立方メートルまで	3,465	115.5
浴場営業用	使用水量100立方メートルまで	8,925	73.5
臨 時 用	使用水量1立方メートル当たり	472.5	—



【改定案】

用途	基本料金(1月につき)		水量料金 (円/1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上 20以下	21以上
家事用	13	1,029	157.5	220.5	241.5
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
	75	15,886.5			
業務用	13	1,029	157.5	220.5	283.5
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
	75	15,886.5			
農業用	13	1,029	136.5		
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
	75	15,886.5			
浴場営業用			89.25		
臨時用			472.5		

④水量料金は1立方メートル当たりの単価を基本
家事用と業務用は3段階

4点目に、水量料金は使用水量 1 立方メートルあたりの単価を設定するものですが、家事用と業務用は使用水量により3段階の単価を設定します。

これは、水量料金は用途などにかかわらず、使用水量に 1 立方メートル当たりの価格を乗じて算定することが望ましいのですが、1 カ月の使用水量が少

ない方の負担軽減を図るため、使用水量が多くなるほど1立方メートル当たりの料金が高くなる逓増型(ていぞうがた)料金設定とするものです。特に10立方メートル以下は家事用、業務用ともに157.5円と低額に設定しています。11立方メートル以上20立方メートル以下220.5円、21立方メートル以上については家事用が241.5円、業務用が283.5円と差を設けています。

1件当たりの使用水量が多い農業用については、
段階を設けずに136.5円とし、大幅な負担増とな

●図1 現行と改定案の料金計算の違い

【現行料金】

	〔基本水量料金〕	〔超過料金〕	〔使用料〕
一般用	4 ㍲まで 940 円	8 ㍲まで 1,680 円	
2 ㍲ 使用	→		940 円
5 ㍲ 使用	→		1,680 円
営業用	20 ㍲まで 4,515 円	〔超過料金〕 220.5 円	
5 ㍲ 使用	→		4,510 円

【改正料金案】				
	〔基本料金〕		〔水量料金〕	
	口径別に1,029円～15,886.5円	+	1 ㎥ 157.5円～283.5円	
口径13 ^{ミリ} で5 ㎥使用	1,029円	+	157.5円×5 ㎥＝787円	1,810円

らないように設定しています。浴場営業用は、現行基本料金1立方メートル当たりの89.25円とし、臨時用は現行どおりです。

現行と改定案の料金計算例

図1は現行料金と改定案の違いを表しています。同じ二部料金でも現行では、基本水量が設定されているため、例えば、一般家庭で2立方メートル使用した場合も4立方メートル使ったのと同じ940円の水道料金となり、5立方メートルの場合は、1立方メートルを超えただけで8立方メートル使ったのと同じ1,680円となります。また、営業用で5立方メートルしか使っていない場合でも20立方メートル使ったのと同じ4,510円になります。これに対し、改定案では、口径13ミリメートルで5立方メートル使用した場合は家庭用も営業用も同じ1,810円になるというものです。そのほか、改定案の料金計算例は図2を参考にしてください。

改定案による収入見込みと増減

改定案による収入見込み等は、22年度の決算に比べ、現行区分の一般用で約3,600万円、営業用は約200万円、団体用は約900万円、それぞれ増収となり、工業用は約260万円の減収です。農業用は約160万円、全体で約4,600万円の増収を見込んでいます（図3）。

1件当たりの月額では、一般用で最小40円、最大15,450円の増額となるケースがありますが、これは共同住宅などで、一般家庭ではありません。平均では796円の増額で、改定率は30.1%の引き上げ。営業用は平均1,228円の増額で11.9%、団体用は平均3,069円の増額で29.9%、それぞれ引き上げとなります。工業用は平均1,420円の減額で6%の引き下げ、農業用は平均4,767円の増額で25.2%の引き上げ、全体で21.1%の引き上げです。

●図3 改定案による用途別収入見込額と増減等

(単位: 件、㎥、円、%、税込み)									
	現行料金(22年度決算)			改定案			1件当たり増減額(月額)		
区分	延べ件数	有収水量	料金収入	料金収入	増減額	増減率	最小	最大	平均
一般用	45,677	597,122	120,965,020	157,329,770	36,364,750	30.1	40	15,450	796
営業用	1,787	72,177	18,362,730	20,556,730	2,194,000	11.9	△ 3,490	60,580	1,228
団体用	2,950	110,202	30,299,890	39,352,130	9,052,240	29.9	△ 3,280	88,730	3,069
工業用	1,848	138,560	43,641,180	41,016,860	△ 2,624,320	△ 6.0	△ 143,760	13,840	△ 1,420
農業用	329	52,830	6,227,800	7,796,140	1,568,340	25.2	△ 2,440	12,390	4,767
計	52,673	975,077	220,268,250	266,836,590	46,568,340	21.1			884

※計の数値には浴場営業用と臨時用を含めている

●図2 改定案の料金計算例

【家 事 用】												
例1 メーター口径 13㎥又は20㎥で10㎥使用												
基本料金										1,029.0 円		
水量料金	157.5 円	×	10 ㎥	=						1,575.0 円		
計										2,604.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											2,600.0 円	
例2 メーター口径 13㎥又は20㎥で20㎥使用												
基本料金										1,029.0 円		
水量料金	157.5 円	×	10 ㎥	=						1,575.0 円		
	220.5 円	×	10 ㎥	=						2,205.0 円		
計									20 ㎥	4,809.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											4,800.0 円	
【業 務 用】												
例1 メーター口径 13㎥又は20㎥で10㎥使用												
基本料金										1,029.0 円		
水量料金	157.5 円	×	10 ㎥	=						1,575.0 円		
計										2,604.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											2,600.0 円	
例2 メーター口径 25㎥で20㎥使用												
基本料金										1,995.0 円		
水量料金	157.5 円	×	10 ㎥	=						1,575.0 円		
	220.5 円	×	10 ㎥	=						2,205.0 円		
計									20 ㎥	5,775.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											5,770.0 円	
例3 メーター口径 13㎥又は20㎥で25㎥使用												
基本料金										1,029.0 円		
水量料金	157.5 円	×	10 ㎥	=						1,575.0 円		
	220.5 円	×	10 ㎥	=						2,205.0 円		
	283.5 円	×	5 ㎥	=						1,417.5 円		
計									15 ㎥	6,226.5 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											6,220.0 円	
【農 業 用】												
例1 メーター口径 13㎥又は20㎥で20㎥使用												
基本料金										1,029.0 円		
水量料金	136.5 円	×	20 ㎥	=						2,730.0 円		
計									20 ㎥	3,759.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											3,750.0 円	
例2 メーター口径 25㎥で150㎥使用												
基本料金										1,995.0 円		
水量料金	136.5 円	×	150 ㎥	=						20,475.0 円		
計									150 ㎥	22,470.0 円		
水道料金(10円未満切り捨て)											22,470.0 円	